山田町町営住宅等
指定管理者募集要項

山　田　町

山田町は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第14号）の規定に基づき、山田町町営住宅について、指定管理者を募集します。

この指定管理者を希望する場合は、次により申請してください。

1 対象施設

・施設名　　山田町町営住宅等

・所在地　　山田町豊間根第3地割3番地10ほか

＊施設の詳細は、別添「山田町町営住宅等施設概要書」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務

別添「山田町町営住宅等指定管理者業務仕様書」を参照してください。

3 指定期間

平成31年1月1日から平成35年3月31日まで（4年3ヶ月間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であってもその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることがあります。

4 指定管理料

（1）山田町町営住宅等の指定管理業務については、管理費用として、町から指定管理料（委託料）を、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

（2）町が支払うべき指定管理料の年額及び指定期間を通しての総額は、次の基準額（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）以下で、事業計画書により提案してください。基準額を超える提案は、失格とします。

年度	指定管理料（基準額）
平成30年度	7,600,000円
平成31、32、33、34年度	37,584,000円
指定期間内の総額	157,936,000円

（3）指定管理料は、原則として精算は行わないものとします。

（4）指定管理者は、指定管理者が行う業務の範囲における経費と、自主事業及びその他の業務に係る経費をそれぞれ区分してください。

5 申請資格

（1）法人その他の団体（法人格の有無は問わない。）

（2）山田町内に事業所、営業所等がある、又は、指定管理業務開始までに設置見込があること。

（3）山田町町営住宅の管理運営を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

（4）団体又はその他代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ　法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ　指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同

条を準用する場合を含む。）又は同法第 180 条の 5 第 6 項の規定に接触することとなる者

エ　国税及び地方税を滞納している者

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による申立てがある者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という）がその事業活動を支配する者及び暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するおそれがある者

（5）グループでの申請

複数の団体等によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）で申請する場合には、次のことに留意してください。

ア　代表団体　グループで申請する場合、グループを代表する団体等を定めてください。

イ　複数申請の禁止　単独で申請した団体等は、グループでの申請の構成員にはなれません。また、申請した複数グループにおいて、同時に構成員にはなれません。

6 申請書類

各書類とも正本 1 部、副本 6 部（写し可）を提出してください。また、下記（3）（4）については、Microsoft Office で作成した電子ファイルも併せて提出してください。

（1）申請書（様式第 1 号）

※グループ申請構成書（グループで申請する場合に追加）

（2）申請資格を有していることを証する書類

ア　法人登記簿の謄本（法人の場合）

イ　団体の定款又は寄付行為、規約その他これらに相当する書類

ウ　代表者の身分証明書（非法人の場合）

エ　申請資格に関する申立書（様式第 2 号）

オ　国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第 2 号）

（3）事業計画書（様式第 4 号）

（4）収支計画書（様式第 5 号）

（5）団体の経営状況を証明する書類

ア　前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ　前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）

ウ　現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）

エ　団体の事業報告書（作成している場合）

※官公庁又は民間において、業務委託、類似施設の管理業務等の契約実績を有する場合、若しくは公共における活動実績がある場合は記載してください。また、当該施設の概要が分かる資料又は公共における活動内容が分かる資料を添付してください。

オ　団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

（６）グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループ組織に関する取決め記載した書類（グループでの申請の場合のみ）

※グループで申請する場合、（５）については、グループを構成するすべての団体等について、提出してください。

（７）その他町が必要と認める書類

※申請書類に様式指定及び参考書式がないものは任意書式とします。

７ 説明会の開催

（１）日　　時　　平成 30 年 10 月 5 日（金）午後 2 時から

（２）場　　所　　山田町役場 3 階会議室

（３）参加方法　　参加を希望する団体は、平成 30 年 10 月 4 日（木）までに、下記連絡先までお知らせください。参加者は 1 団体 2 名までとします。

（４）連 絡 先　　山田町建築住宅課建築住宅係　TEL0193-82-3111（内線 342、343）

８ 質問の受付

（１）受付期間　　平成 30 年 10 月 1 日（月）～10 月 12 日（金）午後 5 時到着分まで

（２）受付方法　　質問書に記入して、郵送、ＦＡＸ、電子メール又は持参により提出してください。口頭による質問は受け付けません。

９ 申請書類の提出期限

平成 30 年 10 月 31 日（水）午後 5 時必着

※郵送又は持参により提出してください。電子メール、ＦＡＸによる提出は認めません。

10 提出先及び問い合わせ先

山田町建築住宅課　建築住宅係

〒028-1392　下閉伊郡山田町八幡町 3 番 20 号

ＴＥＬ：0193-82-3111（内線 342、343）

ＦＡＸ：0193-82-4989

電子メールアドレス：ooyuu-fl@town.yamada.iwate.jp

11 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定

（１）指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会において、書類審査により行います。なお、選定委員会が必要と認める場合は、併せて聴き取りによる審査を行います。

（２）選定の結果は、申請者に後日通知します。

（３）指定管理者の指定は、町議会の議決を経た後、指定管理者の指定の通知（様式第 3 号）をもって行われます。

12 選定基準

（１）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

（２）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
（３）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
（４）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
（５）個人情報保護及び危機管理の対策が図られていること。
（６）その他町長が必要と認める事項

13 その他

（１）申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
（２）申請にあたって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
（３）提出された書類の内容を変更することはできません。（軽易なものを除く。）
（４）申請にあたって提出された書類は、返却しません。
（５）申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
（６）以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
　ア　申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
　イ　申請書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
　ウ　申請書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
　エ　申請書類に、虚偽の内容が記載されているもの。
（７）申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。